

千曲市告示第49号

千曲市街なみ環境整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市街なみ環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「交付要綱」という。）の規定により、街なみ環境整備事業地区内の建築物等の所有者が街なみ景観を整備保全するために行う修理及び修景に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定計画 本市が地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により作成し、同条第8項により主務大臣の認定を受けた千曲市歴史的風致維持向上計画をいう。
- (2) 重点区域 法第2条第2項の規定による区域として認定計画で定めた区域をいう。
- (3) 歴史的風致形成建造物 法第12条第1項の規定により重点区域内において本市が指定し、認定計画に具体的な記載のある建造物をいう。
- (4) 街なみ環境整備事業地区 交付要綱附属第Ⅱ編イ―16―(9)に定義する街なみ環境整備事業地区をいう。
- (5) 修理 歴史的風致形成建造物を保存又は復原する行為をいう。
- (6) 修景 建築物等を周囲の街なみ景観に調和させる行為をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、交付要綱及び法において使用する用語の例による。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、街なみ環境整備事業地区内において指定された歴史的風致形成建造物の所有者のうち、市との間で当該歴史的風致形成建造物を10年以上一般公開の用に供する協定を締結した者であって、当該歴史的風致形成建造物の外観及び内装（一般公開の用に供する部分に限る。次条において同じ。）に係る修理を行うものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員については、当該建造物等の所有者又は管理者であっても補助金の交付対象者となることができない。

(補助金の補助対象経費、補助率、補助限度額及び額)

第4条 補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次のとおりとし、補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
歴史的風致形成建造物の外観及び内装に係る修理及び修理に併せて実施する修景に要する経費（修理には、構造耐力上主要な部分の耐震改修を含む。）	3分の2以内	800万円

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、同項に規定する補助率又は補助限度額を超えて補助金を交付することができるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、千曲市街なみ環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書（位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図）
- (2) 見積書
- (3) 現況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の千曲市街なみ環境整備事業補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、千曲市街なみ環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の実施)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る補助条件を遵守するとともに、前条の審査を受けた内容に従い補助事業を実施しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに千曲市街なみ環境整備事業補助金変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、千曲市街なみ環境整備事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金交付決定額の変更）

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつた場合には、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、千曲市街なみ環境整備事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して、20日を経過する日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに千曲市街なみ環境整備事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施設計図書（位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図）
- (2) 契約書の写し
- (3) 領収書又は支出を証する書類の写し
- (4) 着工前、工事中及び竣工後の写真
- (5) 経費精算内訳書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、現地確認のうえ交付すべき補助金の額を確定し、千曲市街なみ環境整備事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、千曲市街なみ環境整備

事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象建造物の適正管理）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の対象となった建造物について、適正な維持管理に努めるものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全額又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

- （1） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 法令又はこの要綱若しくは市長の指示に違反したとき。
- （4） 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の支出を明らかにした書類及び帳簿を常に整備し、市長の指示する日まで保管しておかなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の千曲市街なみ環境整備事業補助金交付要綱（平成30年千曲市教育委員会告示第2号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）千曲市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

千曲市街なみ環境整備事業補助金交付申請書

千曲市街なみ環境整備事業補助金の交付を受けたいので、千曲市街なみ環境整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

事 業 対 象 物	
所 在 地	
補 助 事 業 の 内 容	
事 業 実 施 期 間	着手（予定）年月日
	完了（予定）年月日
総 事 業 費	
補 助 対 象 経 費	
補助金交付申請額	

添付書類

- 1 設計図書（位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図）
- 2 見積書
- 3 現況写真
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

千曲市指令 第 号
年 月 日

様

千曲市長

千曲市街なみ環境整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千曲市街なみ環境整備事業補助金について、
下記のとおり交付することに決定したので、千曲市街なみ環境整備事業補助金
交付要綱第 6 条の規定により、通知します。

記

事業対象物	
所在地	
補助事業の内容	
補助金交付決定額	
事業実施期間	着手（予定）年月日
	完了（予定）年月日
条 件	

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）千曲市長

住 所
氏 名
連絡先（電話）
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

千曲市街なみ環境整備事業補助金変更申請書

年 月 日付千曲市指令 第 号で補助金の交付決定のあった事業の内容を下記のとおり変更したいので、千曲市街なみ環境整備事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

変更の理由		
変更の内容	変更前	
	変更後	

添付書類
変更に係る関係書類一式

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）千曲市長

住 所
氏 名
連絡先（電話）
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

中止
千曲市街なみ環境整備事業補助金 承認申請書
廃止

年 月 日付千曲市指令 第 号で交付決定のあった事業を下記のと
おり 中止・廃止 したいので、千曲市街なみ環境整備事業補助金交付要綱第 8
条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

記

補助事業の中止・ 廃止の理由	
補助事業の 進捗状況	
補助事業を中止する 期間及び補助事業の 実施予定年月日	

添付書類
変更に係る関係書類一式

様式第 5 号（第 9 条関係）

千曲指令 第 号
年 月 日

様

千曲市長

千曲市街なみ環境整備事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで変更申請のあった標記補助金に係る交付決定を下記のとおり変更したので、千曲市街なみ環境整備事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、通知します。

記

	事業の着手及び 完了年 月 日	補助対象経費	補助金交付決定額
変更前			
変更後			

年 月 日

（宛先）千曲市長

住 所
氏 名
連絡先（電話）
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

千曲市街なみ環境整備事業実績報告書

年 月 日付け千曲市指令 第 号で交付決定を受けた千曲市街なみ環境整備事業が完了したので、千曲市街なみ環境整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

記

事 業 対 象 物	
所 在 地	
補助事業の内容	
補 助 対 象 経 費	
補助金交付決定額 及 び 精 算 額	交付決定額 円 決 算 額 円 不 用 額 円

添付書類

- 1 実施設計図書（位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図）
- 2 契約書の写し
- 3 領収書又は支出を証する書類の写し
- 4 着工前、工事中及び竣工後の写真
- 5 経費精算内訳書
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号（第11条関係）

千曲市達 第 号
年 月 日

様

千曲市長

千曲市街なみ環境整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で提出のありました実績報告書を審査した結果、 年度
千曲市街なみ環境整備事業補助金について、下記のとおり確定したので、千曲
市街なみ環境整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金確定額 円

様式第 8 号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）千曲市長

住 所
氏 名 ⑩
連絡先（電話）
〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

千曲市街なみ環境整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け千曲市達 第 号で交付確定通知のあった 年度千曲市街なみ環境整備事業補助金について、千曲市街なみ環境整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 送金先

金融機関名	
支 店 名 等	
口座の種類	当座 普通
口 座 番 号	
ふりがな 口座名義人	